

■ 研究・技術開発等分野

補助対象事業

1. 産業廃棄物の 3 R その他の資源循環に係る研究、技術開発又は産業廃棄物を使った商品開発を行う事業

注意事項

事業内容が試験研究（営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るもの）へ該当するかは所管の保健所にあらかじめご確認ください。

補助対象経費

1. 原材料費

補助事業を行うために直接必要な原材料及び消耗品費

2. 機器設備費

補助事業に直接必要な機械装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付けに必要な経費、専ら補助対象事業に使用され、かつ、当該事業に必要不可欠な建物の建造、改造、購入又は借用に必要な経費

3. 旅費及び交通費

補助事業を行うために必要な旅費（国内に限る）

4. 委託費

大学等と共同研究を行う場合には、当該協同研究者が行う事業に要する経費（ただし、用途は上記 1～3 に限る。）試料の分析、試作品の試験・評価等の外注等（研究開発の要素のないものに限る。）に必要な経費

注意事項 （次に掲げる経費は補助対象とならないのでご注意ください。）

- ・ 補助事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 会社の事業内容に照らして当然備えているべき機器・汎用性の高い備品等（パソコン、机、いす、事務機器等）の購入経費
- ・ 補助事業に直接関係ない学会、講演会、会議の出席のための旅費・参加費
- ・ 補助事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ・ 廃棄物処理法その他法令の許可取得に要する費用
- ・ その他、補助事業の実施に関連性のない経費

また、補助対象経費であっても、補助金交付決定前に支出・契約した経費は補助対象外となりますので、補助対象経費とする物品発注及び契約等はセンターからの補助金交付決定以降に行う必要があります。ただし、計画事業期間が複数年認められた事業であって、あらかじめ事前着手届を提出することで、補助金交付決定前に事業に着手することが可能な場合もあります。（本文中の「事前着手届」参照）

補助率

補助対象経費の1 / 2 以内

(プラスチック代替製品・ケミカルリサイクルに係る研究・技術開発については2 / 3 以内)

補助金額

1 件当たり 500 千円以上 10,000 千円 (総額) 以内

※ 補助金額は、予算の状況又は申請件数などの状況により、限度額 (上限額) よりも下回る場合があります。

計画事業期間

採択年度から 3 年度以内

提出書類 (計画書様式等は、センターホームページからダウンロード可 <https://www.kyoto-3rbiz.org/>)**研究・技術開発等分野計画書** (様式 1~7・その他関係書類) **1 部**

様式 1 研究・技術開発等分野計画書

様式 6 事業費内訳

様式 2 研究・技術開発等分野計画総括表

様式 7 研究開発従事者一覧表

様式 3 事業者の概要 (応募者)

【その他関係書類】

様式 4 事業計画説明書

・誓約書

様式 5 事業年次計画

添付資料

応募者

■法人	■個人
<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・事業内容の分かるもの (パンフレット等) ・直近 2 年間の決算書 (貸借対照表・損益計算書) ・直近の府税納税証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し (原本) ・事業内容の分かるもの (パンフレット等) ・直近 2 年間の所得税確定申告書の写し ・直近の府税納税証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・応募者の研究業績等が分かるもの ・共同研究者がある場合は、共同研究の目的と内容の分かるもの 	

審査基準**1.産業廃棄物の減量化効果**

- ・対象とする産業廃棄物の発生量及び最終処分量の削減効果、
- ・リサイクル率の向上への寄与及び波及効果
- ※ 府内の産業廃棄物に対する事業の効果を明示すること

2.事業の先進性

- ・事業計画、処理技術等の先進性

3.事業化の可能性

- ・事業の実現可能性 (市場性、生産性の見込み、販売等事業計画等)

4.事業推進体制

- ・申請者及び共同研究者の事業取組体制及び研究開発能力